

KSKR

No. 197

2014
Dec.

12

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料 1部 100円

会員は会費に含まれています。

肢

体不自由の人の車いす。視覚障害者の人への点字。ろうの人たちへの手話。に匹敵する、発達障害の人や知的障害のある人への重要な支援は、意思決定支援ではないかと思います。2014年12月7日、東京都港区で成人して初めて選挙投票をすることになった自閉症の人が期日内投票をするため投票所にいったところ、選挙管理委員会に投票を拒否されるという事件が起こりました。拒否の理由は、本人は意思表示が苦手だからというのです。しかし、家族の提案や要望を考慮すると、この問題は本人の能力より、補助者や支援者の相手の意思をくみとる力や自閉症者への対応力が無いことに起因すると思われます。今回は選挙という国民の権利、基本的人権に関わる問題であり、行政に関わる人たちはことのほか、意思決定支援の能力が求められていることを示す事柄であると考えます。このようなケースに対して、奈良での対応はどうなっているかはわかりませんが、となりの和歌山県田辺市においては、大久保氏によると、知的障害や自閉症の方が候補者の氏名を書いた紙片を持ち込むことは容認しているとのこと、知的障害や自閉症の方が意思表示をしやすい方法を投票行為として認める旨を確認しているようです。選挙管理委員会の対応は地域によりかなり温度差があるようですが、知

的障害のある人や自閉症をはじめとする発達障害の人たちへの意思決定支援が全ての公的な機関や場所では適切に行われるように早くなってほしいと思います。（河村）

自閉症・知的障害者等の選挙権行使への

支援を求める声明

平成26年12月10日

一般社団法人 日本自閉症協会

会長山崎晃資

常任理事 柴田洋弥

1. 投票所に行ったが投票できない

2014年12月7日に、東京都港区において、自閉症と知的障害のある青年が、成人して初めての選挙となる衆議院議員選挙に、期日内投票をするため投票所に行ったが、投票できないという事態が生じた。青年は口頭や筆談での意思表示が苦手なため、投票所には家族も同行し、選挙管理委員会職員に代理投票を申し出た。投票所に掲示された候補者名一覧から指さすことも困難なので、候補者名を記入した紙片を見せるなどの方法を家族が提案したが、選挙管理委員会側は、本人の意思を確認する方法が見いだせないとして、投票補助を断り、投票はがきを返した。

当協会は、会員であるこの家族からの要請をうけ、総務省及び東京都・港区等の選挙管理委員会と折衝し、以下のように、この事態の解決を図った。

2. 代理投票での選挙公報紙等による意思確認を2013年の公職選挙法改正により、成年被後見人にも選挙権が認められ、自閉症や知的障害のある人の投票参加が増えている。

投票時に自署できない人には、2名の投票補助者がついて代理投票してもらえるが、投票補助者は投票所の事務員に限られるため、選挙人本人との意思疎通が重要である。

代理投票の際に、本人が口頭で意思を伝えられない場合には、投票所に掲示してある候補者一覧表から候補者を指さす方法が一般的であるが、自閉症や知的障害のある人には、それもできない人が多い。総務省は、本人意思の確認方法を投票所管理者の判断に委ねるとしている。

最もわかりやすい意思確認方法は、選挙公報紙を示して、本人がその中から候補者を指さす方法である。投票所に備えてある公報紙を用いてもよい。他人に見えないように、別室かパーティションで囲んで行う。長年実施している東京都国立市では、まず公報紙全体を本人に見せ、次にゆっくり開いて指さしてもらう。指さしが不確実ならもう一度繰り返す。これで確定できないときには、付き添い者等との事前協議で、白紙投票としている。

選挙人本人が候補者名を書いた紙片を投票補助者に示す方法も可能であるが、投票補助者は、それを参考

にしても、本人の意思を確認して代筆することとなっている。

上記の青年について、1枚ごとに候補者の名前を書いたカードを全員分作り、投票補助者の前でその中から1枚を選ぶ方法を、家族がその後思いついた。この方法は、東京都・港区の選挙管理委員会も実施可能とのことである。

3. 意思確認できない場合には白紙投票に

2013年の総務省自治行政局選挙部長通知「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等の施行に伴う取扱いについて」には、「投票を補助すべき者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票できないものであること」と記載されている。

総務省に「投票できない」の意味を質問したところ、白紙投票とするには本人意思の確認が必要なため、

棄権扱いとなるとの回答であった。

東京都選挙管理委員会は、障害者個々人によりコミュニケーション方法が多様であるため、投票の前に、投票補助者と家族等介護者やできれば本人を交え、意思疎通の方法や、どうしても意思確認できないときに白紙投票とするか棄権するか等を話し合うことが重要としている。

選挙はがきを返した上で、選挙期間内に再度投票できるようにした港区選挙管理委員会の今回の判断は妥当との意見であった。

しかし、本人意思を投票補助者が読み取れない場合に、それは本人意思が不十分なきもあろうが、逆に投票補助者が本人の意思を読み取る能力に欠けるときもある。総務省通知の「投票を補助すべき者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票できないものであること」という規定は、本人の選挙権を剥奪する

ものであり、容認できない。

すでに本人は投票所に来ているのであるから、投票する意思があると解すべきであり、「棄権」ではなく「白紙投票」とすべきである。ただし、今回のように、選挙期間内に再度投票する方法も可能とすべきであろう。

4. 総務省・各自治体選挙管理委員会への要望

上記の青年の事態は、選挙公報紙がまだ配布されない時に生じた。選挙公報紙が配布されたのは9日であり、もっと早く配布するよう求めたい。この青年については、再度投票所に行くことで解決できる見込みであるが、このように選挙に参加できない事例は、全国にかなり多いと推測される。

知的障害や自閉症があっても、国権の主体者としての選挙権は固有の権利である。当協会は、障害者の選

挙権を奪う総務省通達の改正を求めるとともに、総務省、各都道府県選挙権利委員会、各市区町村選挙管理委員会に対して、自閉症・知的障害のある人の選挙権行使において、十分な支援が受けられるように代理投票の改革を求めるものである。また、広く国民の皆様にも、ご理解とご協力をおねがい申し上げたい。

なお、総務省には後日改めて申し入れを行う予定である。

【一般社団法人日本自閉症協会事務局】東京都中央区明石町6-22-622 電話 03-3545-3380

メール asj@autism.or.jp

【この件についての問合せ先】

柴田洋弥 電話 090-6168-4540

メール hiroya.shibata@gmail.com



代理投票、意思伝えられず

口頭で意思を伝えられ

港区の自閉症男性
衆院選の期日前投票で、意思表示が苦手で文字を書くのが難しい東京都港区の自閉症の男性(20)が、母親を通して選挙管理委員会の職員に代筆を依頼した際、投票する候補者をうまく伝える方法が見つからず、投票できないまま帰宅した。意思表示しやすいよう写真入りの選挙公報を使っている自治体もあり、日本自閉症協会(東京都)は、支援体制改善を総務省に申し入れる。

候補者一覧の指さし「困難」

という。

【野倉恵】

ない場合、代理投票での投票先の確認は、投票所に備える候補者一覧の方法から指で示してもらう方法が一般的。しかし、慣れない相手とのやりとりで緊張する人もいいる。文字だけのリストでは投票先を伝えられない人もおり、東京都国立市や柏江市は、候補者の写真入り選挙公報も使っている。男性のケースでは、選挙公報もまだ配布されていなかった。母親が協会の通して1枚に1人の名前を書いたカードの中から選挙方法を提案したところ、区選挙も認めることになった。男性は改めて投票に行くという。協会の柴田洋弥常任理事は「補助する側が意思をきちんとくみ取れるよう支援体制を充実させてほしい」と話している。総務省は、最終的に意思確認できない場合は「棄権扱い」とする旨だが、投票率に反映される白紙投票とすることも求めるという。

白 閉症協会の皆様

12月7日に発生した自閉症のある人が代理投票できなかった問題について、ご協力ありがとうございました。

協会として、総務省、東京都や港区の選挙管理委員会等に折衝し、10日に緊急声明を出した結果、13日に、無事投票することができました。12日に毎日新聞夕刊全国版に載った記事を添付します。

また13日に、当事者のお母様（東京自閉症協会会員）から下記のメールをいただきましたので、了解を得て、ご紹介します。

日本自閉症協会常任理事

柴田洋弥

日本自閉症協会

柴田洋弥様

このたびは息子の投票のことで、

ると、息子に向かって「またね」と言うてくださいました。

このようにして無事に、息子が可能な方法で選挙に参加できたのは、自閉症協会と柴田さんのおかげです。

本当に感謝しています。

お忙しいところ、関係機関をいくつも廻って交渉してくださり、ありがとうございました。

今後、この件で何か私で役にたつことがありましたら、何でも協力させていただきます。

全国の息子と同じような人たちに、有意義な投票ができるようになってほしいと思います。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

たいへんお世話になりました。

本当にありがとうございました。

毎日新聞の記事も確認しました。

〇〇さんという記者の方はきちんと記事にしてくださっていました。

もしまた〇〇さんとお話しされる機会がありましたら、どうかよろしくお伝えください。

今日は先日と同じ高輪総合支所の期日前投票所に行きました。

私が入り口にいた方に代理投票をお願いします、と伝えると先日と同じ担当者がいらして謝罪の言葉をまづかけられました。

そして投票所の中でなく、先日と同じように支所の窓口案内され、そこで代理投票のための意思確認を受けました。

私が選挙広報から切り抜いて、同じ大きさの台紙に貼って作ったカードを渡し、好きなように並べて息子に一つだけ選んで取るように言ってく

ださいと伝えるとそのようにしてくれました。

私が息子の後ろにいることも、特に止められることはありませんでした。

裁判官についての国民投票の際には、ちょっとカードでは無理かなと思ってカードを作っていかなかったものでこれはどうしますか？と私に尋ねられましたので、私が息子に、投票用紙を見せて「この人たち、みんな〇でいい？」と尋ねました。すると息子が「あ」（息子ができる唯一の相づちです。）と答えたので、全員信任ということで意思確認がされました。

その後、一緒に投票箱に入れましょう、と投票所の箱のところに案内され、息子が担当者から一枚ずつ手渡された投票用紙を、自分の手で投票箱に入れて終了しました。

担当者の方に息子と共にお礼を述べ



民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案における 「意思能力を有しないときの法律行為は無効」規定見直しの提言

●民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案について

法務省法制審議会民法（債権関係）部会は、平成26年8月26日に「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」を決定したと報じられています。この仮案には次の記述があります。

第2 意思能力

意思能力について、次のような規律を設けるものとする。

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しないときは、その法律行為は、無効とする。

●障害者権利条約第12条について

障害者権利条約は2006年に国連で採択され、我が国では2014年2月19日に発効しました。同条約第12条は、知的障害・精神障害・認知症等の精神上の障害者の法的能力行使への支援として、「意思決定支援」を国に義務付けています。

また2014年4月11日に、国連障害者権利委員会は、一般的意見第1号「第12条；法律の前における平等な承認」を採択しました。この意見書の概要は次の通りです。

○障害者は、他の者と平等に法的能力を有する。法的能力には、権利能力と行為能力が含まれ、両者を分かつことはできない。

○意思能力と法的能力は異なる。意思能力は状況により変化する。意思能力が欠けることを理由に本人の法的能力が制限されてはならない。締約国は、本人の法的能力を制限する代行決定制度を廃止すべきである。

○締約国は、障害者が法的能力を行使するための「支援つき意思決定制度」を設けなければならない。この制度には多様な支援が含まれる。

この意見書は、「支援つき意思決定制度」の一部として、本人の法的能力を制限せず、本人の意思と選好に基づいて意思決定支援を行う法定支援制度（法定代理制度）を、本人が支援者を拒否できる等の一定の要件の下で可能としています。

またこの意見書は、従来の法体系の前提として存在していた「意思能力と法的能力は同じ」とする考え方を完全に否定し、意思能力の有無にかかわらず、精神上の障害者も他の者と平等に法的能力（特に行為能力）を有すると明記し、それが障害者権利条約第12条の意義であるとしています。この意見書の邦訳は下記を参照して下さい。

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc1_2014_article12_0519.html

●成年後見制度の課題と改革

我が国の成年後見制度には、補助・保佐類型が少なく審判が後見類型に偏っていること、本人の状況変化に応じた柔軟な対応ができないこと、多くの欠格条項があること、まず本人への意思決定支援に徹すべき規定がないことなど、多くの課題がありますが、それら以上に、本人の法的行為能力を制限しているという根本的な課題があります。しかし、上記意見書による法定代理制度に改革することによって、これらの課題を解決することは可能と考えます（詳しくは、拙稿「意思決定支援に基づく成年後見制度改革試論」を参照して下さい）。

さて、現在の成年後見制度では、被後見人等の法律行為を「無効」とするのではなく、本人及び後見人等による取消権を設けています。この内、後見人等による取消権は「他人による本人の行為能力制限」であり、障害者権利条約第12条に抵触します。今後、同条約に沿って成年後見制度の改革を行った場合にも、本人の法律行為を事後に本人自身を取り消す権利を認め、その本人の取消行為を、法定代理者が本人への意思決定支援を通して代理する仕組みを設ければ、本人の法的能力を制限することなく本人を保護することが可能であると思われます。

●民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の「第2 意思能力」は条約違反

我が国では、判例（大審院明治38年5月11日判決・大審院民事判決録11輯706頁）により「意思能力を欠く人の法律行為は無効である」とされてきました。この「意思能力」は民法の事理弁識能力に当たるとされ、時により、また対象となる事柄によっても異なると考えられています。例えば飲酒酩酊の時に行った家の売買契約について、契約時は意思能力を欠く状態にあったことを立証できれば、事後にその契約を無効とすることができる権利を認めたものと解釈されてきたと言われています。

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案「第2 意思能力」に示された「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しないときは、その法律行為は、無効とする」とする案は、この大審院明治38年5月11日判決を、民法に明文化するだけであるとされているようです。

しかし、上述したように、国連障害者権利委員会一般的意見第1号によれば、障害者権利条約12条は、意思能力と法的能力（特に行為能力）が異なること、意思能力に欠けることを理由に本人の行為能力が制限・否定されてはならないことを示しています。同権利条約が、「意思能力を欠く人の法律行為は無効である」とする100年以上前の大審院判決を根本的に否定していることは、明白ではないでしょうか。

仮に成年後見制度を、本人の行為能力を制限しない法定代理制度に改革できたとすると、要綱仮案の「第2 意思能力」が想定する対象は、酩酊などのごく限られた場面のみとなります。このような場合の本人救済策としては、「本人による事後の取消」条項を設ければすむことではないでしょうか。また、そうすれば、精神上的の障害者も、法定代理人の支援を

受けて、「本人による事後の取消」を申し立てることができます。

もし「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しないときは、その法律行為は、無効とする」と民法に明記され、さらに一般に言われるように「意思能力とはそのことの結果を理解する能力である」と解釈されるならば、知的障害・精神障害等の精神上の障害者は、その表現する意思の全てが「意思能力がない」として、本人の法律行為が認められず、成年後見人等の代行決定に拠らなければならなくなる可能性があります。これでは、精神上の障害者の法律行為を、現在以上に制限することになります。

再度申し上げますが、障害者権利条約第 12 条は、「意思能力と法的能力は同じ」とする旧来の法概念を完全に否定して、意思能力の不十分な精神上の障害者も他の者と平等に「法的能力（特に行為能力）」を有し、その法的能力の行使への支援を締約国に義務づけているのです。我が国はこの障害者権利条約を批准したのです。この障害者権利条約が批判している 100 年以上も前の判例を、障害者権利条約を批准したこの時点で民法に明記して、時代を逆行させることには、反対せざるをえません。

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案「第 2 意思能力」については、削除するか、例えば「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しないときは、当事者はその法律行為を取り消すことができる。」という表現に変えるなど、ぜひ再考していただくよう、お願い申し上げます。

平成 27 年 12 月 5 日

法務省法制審議会民法（債権関係）部会 御中

柴田洋弥

日本自閉症協会 常任理事・政策委員会副委員長

日本成年後見法学会 制度改正研究委員会委員

E-mail hiroya.shibata@gmail.com



成年後見制度の根本的な改革を求めましょう

成年後見制度の問題点

成年後見制度は、知的障害・発達障害のある人等の権利を守るために重要ですが、問題が多く、改革が必要です。

成年後見制度には「成年後見、保佐、補助」という3つの類型があります。「成年後見類型」は、言葉や文字で全く表現できないような人を想定した制度です。後見人がほぼ全てを決めるため、本人の権利が大きく制限されます。しかし実際には、制度利用者の約8割がこの類型にされています。一度この類型に決まると、ほとんど変更できません。後見人が本人の財産を横取りする事件も多発しています。

知的障害があっても、ほとんどの人は言葉や文字等で、なんらかの意思表示ができます。重度の人は「保佐類型」かもしれませんが、中・軽度の人なら「補助類型」を申請しましょう。「保佐類型」は重要な契約を保佐人が決めますが、「補助類型」は本人同意が前提ですから、本人の権利制限が少ないのです。

欧米では、代理決定をなるべく避けて「まず本人自身が決定できるように、意思決定支援をつくす」という考え方になっています。「意思決定支援」というのは、本人が自分で決定できるように支援し、その意思を実現するよう支援することです。また、本人自身に大きな損害をもたらすような時などに、本人にとってより良い意思決定ができるように、意思形成の支援をすることも含みます。お互いの信頼関係に基づいて、本人が自ら納得して決定することが重要です。

意思決定支援に基づく成年後見制度を

「意思能力（意思決定能力）のある人だけが、法的能力（法的行為をする資格）をもつ」という制度は、18世紀につくられました。当時は、法的能力があるのは男性のみとされましたが、20世紀になって女性も認められました。現在は、知的障害者などについて「意思決定支援をつくしても本人が意思決定できないときは、法的能力がない」と、多くの国が定めています。

障害者権利条約12条は、これを根本的に改革し「意思能力が不足しても、障害者は他の者と平等に、常に法的能力をもつ」と定めました。どんな人にも何らかの意思があり、その意思や好みに基づいて、本人が法的行為を行えるように意思決定支援をすることを、国に求めています。

昨年4月、国連障害者権利委員会は、12条についての意見書を採択し「本人の法的能力を制限して、他人が代行決定する制度を廃止する」よう求めました。我が国の成年後見制度の「後見類型」は、これに当たるので廃止すべきでしょう。また意見書は「法定代理制度」を次の条件下で認めていますので、「保佐類型・補助類型」をこれに合うように改革すべきでしょう。

①法定代理人は、本人の意思と選好に基づいて意思決定支援を行う。②本人が選んだ支援者を選任する規定を設ける。③本人は支援を拒否・変更できる。④本人の変動する状況に柔軟に適合できる。⑤第三者が異議申し立てできる。

権利を守り拡大する協会活動を

現在、法務省の法制審議会民法部会は、契約関係の条文の改正案を審議しており、「意思能力を有しないときは、その法律行為は無効とする」旨の条文を加える案を公表しました。

しかしこれは、障害者権利条約 12 条に反する古い考え方です。「意思能力がない」のではなく、「不十分なので支援が必要」と考えるべきです。これでは、銀行や福祉事業者などが、「意思能力がない」として知的障害等の本人との契約を拒否し、成年後見人でないと契約しないという事態になりかねません。この条文案を削除するか、「意思能力が不十分などの法律行為は、本人が取り消すことができる」のような条文にすべきでしょう。

我が国は昨年 1 月に障害者権利条約を批准しました。しかし民法部会は、この条約について検討しないまま、このような古い考え方の案をつくっているのです。

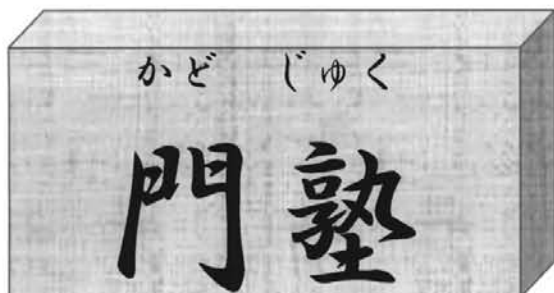
「権利」というのは、黙っていては与えられません。日本自閉症協会は、自閉症などの障害者の権利を守り、さらに広げる活動をしていくことが重要だと思います。

日本自閉症協会常任理事・政策委員会副委員長 柴田洋弥



NPO法人**HEROES**

自閉症理解のための
門眞一郎連続講座



自閉症支援のプロを
目指すもの、来れ！

第1講、特別企画！



川崎医療福祉大学
名誉教授

佐々木正美



京都市児童福祉センター
副センター長

門 眞一郎

これまでの自閉症支援。
いま。そして、これから。

.....
日本の自閉症支援のパイオニア佐々木正美先生と、
京都で長年自閉症支援の臨床に携わってきた門医師が、
過去の苦勞といま、そして未来を語ります。

NPO法人HEROESでは、
自閉症の理解を深め、
真の支援者を育成する
ことを目指し「門塾」
を開塾します。
その記念すべき第1講に、
佐々木正美先生をお招
きし、門塾主宰門眞一
郎医師との対談が実現
します！！

門塾の開塾予定
2015年(全18講・9日間)
6/13・8/1・9/19・
10/17・11/21・12/19
2016年1/16・2/20・
3/19 (土曜日13時～)
詳細は2015年2月
リリース予定。

○ **2015年6月13日 (土) 13時半～16時半**

○ **シルクホール** 京都市下京区四条通室町東入きらっ都プラザ京都産業会館9階

○ 参加費：3,000円～5,000円 (割引有。門塾塾生は**無料**)

○ お申込み受付・詳細は2015年2月にホームページ
<http://www.762npo.jp/>で案内いたします。

○ NPO法人HEROES・自閉症eサービス@京都・特定非営利活動法人自閉症eサービス 共催

第21回 奈良 YMCA 発達障がい理解講座—発達障がい児・者への関わり方

教室・家庭での教育支援を考える

奈良YMCAでは発達に凸凹がある児童や生徒の自立に向けた支援の活性化を目指して、毎年発達障がい理解講座を開いております。21回目を向かえる本年度は「家庭・教室での教育支援を考える」をテーマに将来の自立に向けて、学校・ご家庭で、社会性や学習の面でどのような支援ができるか、そして何が必要かということについて、午前中は奈良YMCAスーパーバイザーである大阪医科大学LDセンターの竹田契一先生、午後からはSENS(特別支援教育士)の会の奈良支部会長の大庭譲治先生にお越し頂き、お話を伺う予定です。竹田先生には思春期の支援と対応を中心に、大庭先生には学齢期での教室やご家庭における具体的な支援方法についてお話し頂く予定です。多くの方々のご来場をお待ちしております。

◆日時 2015年2月1日(日) 10:00～16:00

◆場所 帝塚山大学東生駒キャンパス1号館 3F 1301教室(近鉄東生駒駅南出口から帝塚山住宅行バス
約5分—帝塚山大学前下車 徒歩の場合は18分)
＝アクセス詳細は裏面をご参照ください。

* 構内の駐車場はご利用できませんので、公共交通機関をご利用ください

* 昨年度の学園前キャンパスとは会場が替わっておりますのでご注意ください。

《 プ ロ グ ラ ム 》

9:30～ 開 場

10:00～12:30 講 演 「思春期からの教育支援を考える」

講演者 竹田契一先生(大阪教育大学名誉教授・大阪医科大学LDセンター顧問)

13:30～16:00 講 演 「気になる子どもたちへの具体的支援とユニバーサルデザインの授業づくり」

講演者 大庭譲治先生(大和郡山市立片桐西小学校教諭・S.E.N.S(特別支援教育士)の会奈良支部会長)

☆この講座は、特別支援教育士更新ポイント対象講習会(2ポイント取得)です。

◆定 員 先着120名(託児はありません。)

◆参 加 費 ￥2,000 (午前の部又は、午後の部だけの参加の場合も同額です。)

◆申込方法 裏面の参加申込書にご記入いただき、**FAXまたはEメールにてお申し込みください。**

参加費は1月28日(水)までに下記までお振込みください。

尚、講演当日の受付でのお支払はお取り扱いできません。

お振込先⇒

南都銀行 西大寺支店
普通口座: 057049
公益財団法人 奈良YMCA

◆お申込み後のキャンセルは1月28日(水)までにお申し出下さい。振り込み手数料を差し引き口座振り込みで
ご返金致します。29日以降当日までのキャンセルの場合
参加費のご返金はできませんのでご了承下さい。

主 催: 公益財団法人 奈良YMCA

後 援: 日本LD学会 奈良市 奈良市教育委員会 奈良県発達障害支援センター・であ～

《お申し込み・お問い合わせ》

奈良YMCA国際・生涯学習事業部「らぼーる」

TEL: 0742-44-2291

E-mail: nrbunkyo@naraymca.org

FAX: 0742-46-7561

URL: <http://www.naraymca.or.jp/>

給食試食会

息子の通う西和養護学校では春に新入生保護者対象の、秋に希望保護者向けの給食試食会があります。

こちらは自校給食で、コンベクションオープンを持っているため、魚も学校で火を通したものを子どもに出していただきます。毎日工夫された季節感あるメニューで、とてもおいしいと話してくれます。野菜は校内で子どもたちが育てたものを使用することもあります。お米は県産のヒノヒカリ。肉、魚をバランスよく出してくださっています。

もちろん、栄養面もばっちり！何より、お味が良い！！！品数が多い。彩りも、味のバリエーションも豊富です。

養護学校の子どもにとって、「給食」とはとても大切な時間。

偏食指導を受けたり、配膳時のルールを学ぶ場でもあります。

息子は中学部から入学したのですが、食べる際のマナーを徹底して教わっています。

「いただきますの挨拶は全員が着席してから」「口の中に物が入っているときはお喋りしない」「パンは一口大にちぎって食べる」「口の中のものが無くなってから次のものを入れる」「道具などを借りるときは断ってから。黙って借りない」「なるべく三角食べ」

どれも全て当たり前のこと。そして年齢とともにできてくるであろうこと。

しかし、やはりきちんとしたパターンを教わることで、より身に付きやすくなるということが分かりました。

もちろん個人差が大きいので、発達の状態に合わせた指導をしてくださ

います。

家では偏食のきつい子どもも、給食だと食べることができます。先生や友達が口にしているのを見て一口だけ食べようという子どももいます。学校給食の大切さを改めて感じます。

療育部 篠原

施設見学会のお知らせ

日時：平成27年2月5日（木）10：30から

場所：社会福祉法人こまどり会

奈良市西ノ京町155の1

TEL：0742-30-6196

昼食場所：未定

費用（昼食代）：会員外の方は実費。会員の方は会費から一部充当見学後場所を変えてランチをいただきながら、日頃の話を話しませんか？

申込みは療育部篠原（090-9090-1183）まで電話かCメールをお願いします。

申込み締切は1/31といたします。申込みいただきましたら詳細をお知らせいたします。





大阪エンジョイRUNは、ちびっ子からお年寄りまで楽しく走れるランニング大会です。

ヤンマースタジアム長居をスタートして、大阪国際女子マラソンのコースである長居公園を一周。スタジアムに戻ってくる3.2キロのコースを走ります。今大会のコンセプトは「Road to 2020! みんなでチャレンジ!」。高橋尚子さんも、一緒に走ってくれます。

去年初めて私たち家族は参加させてもらい、とても良かったので、紹介させていただきます。もちろん今年もエントリーしました。

大阪国際女子マラソンの舞台、ヤンマースタジアム長居を走れるのはとても感動しますし、

高橋尚さんがゴールでハイタッチで迎えてくれるのも、とてもうれしかったです。

障害の持っている方もたくさん参加されていていましたよ!

エンジョイRUNの後はスタジアム長居周辺で、食と遊びのテーマパークのイベントがあります。スノー

ワンダーランドを設置。全国の名物料理、大阪の船場汁や、北海道の十勝ピザなど、おいしいものがたくさん並ぶようです。足湯もあって、大阪国際女子マラソンを応援しながら、楽しめることが企画されているようです。

家族で、チームで、仲良しで、参加してみませんか?

日時 1月25日(日) 8時50分開会式

参加資格 小学生以上の男女 50分以内に3.2km 完走可能な人

定員 2020名

参加料 高校生以上: 2000円/小・中学生: 1000円

参加賞 完走者には完走賞と参加賞

申し込み締め切り 1月9日

申込方法 インターネット「じょいすぽ!」<http://www.joyspo.com>

お問い合わせ先 大阪国際女子マラソン事務局内「エンジョイRUN」

TEL 06-6633-9254 平日10:00~18:00

成人部活動報告

11月19日 machiya works(まちやわーくす)“こいんどう”に成人部9名で

伺ってきました。近鉄奈良駅から歩いて5分ほどの場所にあります。(旧ならビブレの近くで小西さくら通りとひがしむき商店街の間です)

自閉症協会成人部の吉澤さんが運営されています。もともとは吉澤さんの親族の方が

お住まいだった建物をリノベーションされた町屋風のカフェ、裏に新しく建てられた

作業所があり利用者さんはカフェでテーブルセッティングのお仕事や作業場ではクッキー

おやきを作っておられます。私たちが見学に伺った日は利用者さん6名でクッキー作りの

作業中でした。皆さん落ち着いて作業されていて小規模事業所の良さを感じました。

(事業内容 多機能型事業所 生活介護定員10名

就労継続B型定員10名 発達療育相談もしてお

13

知的障害のある 安永健太さん死亡事件 裁判へのご支援を



死亡
安永 健太さん(当時25歳)

2007年9月25日、佐賀市で暮らしていた知的障害のある安永健太さん(当時25歳)は、自転車で自宅に帰る途中に5人の警察官に取り押えられ、その直後に亡くなってしまいました。

なぜ健太さんは亡くなったのかについて明らかにされず、ご遺族は裁判で明らかにすることを決断されました。

現在、「真相を明らかにしたい、このような事件をくりかえしてはならない」というご遺族の思いにより、民事裁判が行なわれています。

「もし警察官が、障害について理解をしていたら」「障害に配慮した声のかけ方をしてくれていたら」こんな事件は起こらなかったのではないのでしょうか。みなさまより支援いただきますよう、心よりお願いいたします。



健太さんのお父さま

支援募金口座

郵便振替 00190-0-665092 安永健太さん死亡事件を考える会支援募金

※協力いただいた募金は、裁判費用や支援のための企画の開催費用に使用させていただきます。

安永健太さん死亡事件を考える会支援募金

呼びかけ人・団体

浅野 史郎	神奈川大学特別招聘教授	市川 宏伸	日本自閉症協会副会長
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク専門委員	香山 リカ	精神科医
河西 龍太郎	弁護士	橘 文也	日本知的障害者福祉協会会長
中原 強	日本知的障害者福祉協会前会長	西村 直	きょうされん理事長
森 祐司	日本障害フォーラム政策委員長	全国手をつなぐ育成会連合会	
山崎 晃資	日本自閉症協会会長	知的障害者理解促進プロジェクト	

賛同人

池田 香代子	翻訳家	徳田 靖之	弁護士
稲川 淳二	タレント、工業デザイナー	袴田 ひで子	無実の死刑囚 袴田巖の姉
一谷 伸江	女優	細川 佳代子	公益財団法人スペシャル オリックス日本名誉会長
竹下 景子	俳優	山下 泰裕	東海大学理事・副学長

<お問い合わせ先>

安永健太さん死亡事件を考える会 福岡事務所

〒811-1353 福岡県福岡市南区柏原 4-25-26 かしはらホーム内 TEL: 092-567-7766 FAX: 092-567-7788



安永健太さん死亡事件裁判へのご支援を

●作業所の帰り道に、警察官に取り押えられて亡くなってしまった健太さん

2007年9月25日、佐賀市で暮らしていた知的障害のある安永健太さん(当時25歳)は、作業所から自転車で自宅に帰る途中に、5人の警察官に取り押えられ、その直後に亡くなってしまいました。

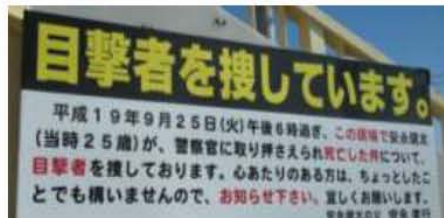
佐賀県警は、「停止命令に従わなかった」、「精神錯乱者として保護した」と説明しただけで、警察官が



佐賀市内の事故現場

馬乗りになりうしろ手に手錠までかけ、全身に100カ所以上の傷を負った健太さんが、「なぜ、亡くなったのか」について、まったく説明していません。

「健太は、スピーカーの大きな声で呼び止められたら、固まってしまう」と、お父さんは語っています。そのぐらいの弱い、おとなしい人なのです。にもかかわらず裁判では、健太さんだけが、まるで凶暴な乱暴者にされ、2014年2月の佐賀地裁の判決は、死亡原因を明らかにしませんでした。



●傷つき、失望した遺族は、「真実を明らかにしてほしい」と控訴に立ちあがった

健太さんの遺族は、亡くなったことに心を痛めただけでなく、裁判において、精神錯乱者や凶暴な乱暴者というく印をおされたことにも深く傷つき、さらに死亡原因を明らかにしなかった佐賀地裁の判決にも落胆し、深く失望しました。

しかし遺族は、「真実を明らかにしてほしい」、「二度と同じ悲劇をくり返してはならない」と願い、勇気を振りしぼって福岡高等裁判所に控訴しました。障害分野に精通した50人の全国的な弁護体制を整え、福岡高裁での控訴審が9月22日に行なわれました。全国から150人が集まるなかで傍聴は抽選となり、改めてその関心の高さが示されました。次回期日は12月15日となっています。



佐賀地裁の
民事1審判決
(2014年2月28日)

●裁判の目的は、すべての人たちに「障害への理解」をひろげること



「安永健太さん死亡事件を考えるつどい」
(2014年8月2日、福岡市)

この安永健太さん死亡事件は、健太さん一人の問題ではありません。すべての障害のある人とその家族にも、起こりえる事件といえます。「もし警察官が、障害について理解をしていたら」、「障害に配慮した声のかけ方をしてくれていたら」、こんな事件は起こらなかったといえます。

安永健太さんの死亡事件の裁判は、「すべての人たちに、障害についての理解をひろげる裁判」でもあります。

市民のみなさんからの支援を
心から呼びかけます。



福岡高裁での民事控訴審第1回期日
(2014年9月22日)

いらっしゃ〜い♪♪

「きいてみよう！しってみよう！やってみよう！」活動報告♪

先 月11月号でやってます！でお知らせした「きいてみよう！しってみよう！やってみよう！」をごらんくださって見学にお越しくできました！

小学1年生の女の子とお母さまで。みんながトランペットのハーモニーの練習をしているところにあれあれ？どなたかな〜？と思っていたら「きずな」を読んでこられたお越しくできました。

それではさっそく〜ということでごあいさつ、お名前をお聞きしてトランペット吹いてみる？ということで吹き方を簡単に教えて本人さんトライ！「むり〜！」「だめ！できないよ〜！」と吹くまえから超！拒絶反応でしたがブッ！ブー！と少し音がでた。おおっ！すごいやん！という少し自信がついたのか「これはどう押すの〜？」とか「楽器、重いよ〜。」とかいろんな感想をいってくれました。絵をかくのがとても上手できいてみよう！メンバーの一人と一緒に絵をかいたり、帰りは（#^#）ニコニコでお母さんと共にさよならできました。次もくる！といってくださいているようです。

文章に表わすとどうも敷居が高そうなイメージだそうですがイエイエそんなことはありません。最初はみーんな音もリズムもわからなかったですがみんなでするととてもなじむものです。

その後、メンバーはお昼なにたべよーかなあ〜と一目散に学食へ。本当はそれが一番の楽しみ♪でしょうね。

みんなと一緒にできることをやってみよう！。

どうぞどうぞ気軽に活動をのぞきにきてくださいね！

「きいてみよう！しってみよう！やってみよう！」

12月21日（日）奈良先端科学技術大学院大学内せんたんホール

1月10日（土）大和郡山市福祉会館3階

1月24日（土）奈良先端科学技術大学院大学せんたんホール

いずれも10:00～12:00まで

お問い合わせ

ケンケンパ部会：kenkenpa_autism@yahoo.co.jp



平成26年10月20日

加盟団体役員の皆さま

一般社団法人 日本自閉症協会
会長 山崎 晃資

世界自閉症啓発デー「ポスター用絵画」平面作品募集についてのお願い

本年度も、2016世界自閉症啓発デーポスター用作品の募集を下記の通り行います。自閉症児・者の皆さまが描いたものであれば、どなたでも応募が可能です。多くのみなさまからの積極的な応募をお願いいたします。

記

1. 応募要領

- 1) 応募期間 2014年10月～2015年1月30日（金）
- 2) 自閉症児・者の方が描かれた絵画、版画、切り絵等平面作品とする。画材は自由。
- 3) 他の作品展などで公開されていないもの。

2. 応募方法

- 1) 応募作品は、デジタルカメラ等でデータ化したもの。
- 2) 応募作品のデータ化ファイル形式はBMP、PNG、JPEG等にて行う。
- 3) 応募作品には、作成者、題名、年齢、住所、所属協会名をお知らせ願います。

3. 作品の選考

- 1) 応募が多数の場合、選考により3点とする。
- 2) 選考された作品は、世界自閉症啓発デー「ポスター用絵画」として推薦する。

4. 決定通知

- 1) 世界自閉症啓発デー実行委員会において、他の団体から推薦された作品と合わせ選考のうえ最終入選作品を決定。（2月末頃）
- 2) 入選作品には、書面にて通知する。

以上

注意事項

【デジタルカメラからデータ化を行うまで】

- ①デジタルカメラの画素数を800万画素以上とする。
- ②カメラを作品の中央に傾かないようにセットし撮影する。
- ③画像データをパソコンにUSBケーブルを使って転送しデータを取り込む。
- ④取り込んだデータをCD-Rに書き込み、日本自閉症協会事務局へ送付。

【応募上の注意事項】

- ①応募作品（データ）の著作権は主催者側に帰属する。
- ②応募作品には「世界自閉症啓発デー2016」等、文字挿入等の補作等、ポスターとしてのデザインをする。
- ③ポスターの色調など、印刷の関係で実物と異なる場合がある。
- ④応募作品のデータは返却しない。



「交通における差別事例と配慮事例に関するアンケート」協力のお願い

みなさまへ

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

前略 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団のバリアフリー推進部でございます。当財団では交通機関のバリアフリー化を推進する公益財団で、本年で創立20周年を迎えます。皆様方にはこれまでご支援いただき感謝いたします。今後も、障害者や高齢者や全ての方が利用しやすい交通機関の実現を目標に新しい時代に向けて精進して参ります。

さて、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（差別解消法）』が、2013年6月19日国会で成立し、2013年6月26日公布、2016年4月施行されることになっています。当財団でも『障害者差別解消法』の推進に向けて「交通機関における障害者差別解消の推進に関するワーキング」を設置して、障害当事者や支援者、学識経験者とともに交通機関における乗車拒否や差別事例の対応などについて自治体へのヒアリングや議論を重ねていて、その結果は今後国が出すガイドラインの資料にして欲しいと考えています。

そこで、事例を収集するために「交通における差別事例と配慮事例に関するアンケート」を企画いたしました。具体的には交通事業者に求める合理的配慮の内容を具体的に示すため、障害を理由とする差別事例や障害者への配慮の好事例を把握することを目的としています。皆様方においては年末のご多忙中、申し訳ありませんが、皆様方の経験などをお教えいただきたく、ご協力をお願い申し上げます。

アンケートは基本的にインターネットを使ったウェブ・アンケートとしておりますが、ウェブ・アンケートでのご回答が難しい場合は担当者にお知らせください。電子データ、印刷資料、点字資料の形式でお送り致します。

アンケートは以下からアクセスください。

http://153.150.114.64/phpESP/public/survey.php?name=ecomo_survey_01

または

エコモ財団ホームページのトップ画面にある新着情報からアクセスできます。

なお、勝手ながらアンケートの回答期限は12月28日（日）といたします。

アンケートの回答内容は、個人が特定されない形で公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。ウェブ・アンケートでは個人情報に残りませんが、その他の場合は個人情報の取り扱いについては当財団で責任を持って処理いたします。

以上、よろしくご協力のほどお願いいたします。

実施機関：公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

お問い合わせ バリアフリー推進部 松原、沢田

電話 03-3221-6673 ファクシミリ 03-3221-6674

電子メール sk-anke@ecomo.or.jp

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円